

兵庫県立こども病院における公的研究費の管理・監査の基本指針

1 趣旨

この指針は、各省庁、独立行政法人、地方公共団体、財団法人等から兵庫県立こども病院（以下「こども病院」という。）に配分される、競争的研究資金である公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

2 運営・管理に関わる責任体制

- (1) こども病院全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、病院長をもって充てる。

〈役割〉

最高管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- ア 不正防止対策の基本指針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。
- イ 不正防止対策の基本指針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審査する幹部会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。
- ウ 定期的に様々な啓発活動を行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理についてこども病院全体を統括する実質的な権限と責任を持つ者として統括管理責任者を置き、病院長が指名する副院長をもって充てる。

〈役割〉

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本指針に基づき、こども病院全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

- (3) 公的研究費の運営及び管理について、実質的な権限と責任を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、管理担当の総務部長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。

〈役割〉

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- ア 管理監督する部門における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、部門の公的研究費の運営・管理に関わる全構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 管理監督する部門において、定期的に啓発活動を実施すること、また、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導を行う。

- (4) 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開する。

- (5) 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）は、そ

それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分に果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負う。

3 監事の役割

- (1) 監事は、総務課長をもって充てることとし、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、こども病院全体の観点から確認する。
- (2) 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。
- (3) 監事は、上記(1)及び(2)で確認した結果について、幹部会等において定期的に報告し、意見を述べる。

4 関係者の意識向上と浸透

- (1) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全構成員に、こども病院の不正対策に関する指針、ルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を把握する。
- (2) コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。また、実施に際してはあらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全構成員に、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を行う。
- (4) 公的研究費の運営・管理に関わる全構成員に対する行動規範を策定する。
- (5) 構成員は、法令の他、当該指針等を遵守するとともに、これらを遵守することを誓約する書面（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。誓約書は地方公務員法第31条による服務の宣誓をもって替えることが出来る。特別職などで服務の宣誓が免除されているものは別途提出しなければならない。
- (6) 最高管理責任者は、誓約書を提出しない構成員に対し、公的研究費に係る申請及び公的研究費の運営管理に従事することを禁ずることができる。

5 ルールの明確化・統一化

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全構成員に周知を図る。
- (2) コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）において公的研究費の使用ルールの相談を行うこととする。

6 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。また、各段階の関係者の職務権限を明確化し、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

7 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

- (1) 機関内外から公的研究費の不正に係る通報等の窓口を、総務部総務課に置く。
- (2) 担当者は、不正に係る情報を把握した場合は、迅速かつ確実に統括管理責任者に報告する。
- (3) 統括管理責任者は、速やかに最高管理責任者に報告する。
- (4) 最高管理責任者は、以下のアからオを含め、公的研究費の不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程を定める。
 - ア 告発等の取扱い
 - イ 調査委員会の設置及び調査
 - ウ 調査中における一時的執行停止
 - エ 認定
 - オ 配分機関への報告及び調査への協力等
- (5) 調査の結果、懲戒等を必要とするときは、県の懲戒処分の基準に基づき厳格に対応する。

8 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

- (1) 不正防止計画の推進を担当する研究費不正防止計画推進部門を置き、臨床研究支援室が担う。
- (2) 研究費不正防止計画推進部門は、統括管理責任者とともにこども病院全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス研修、啓発活動等の計画を含む。）を策定及び実施し、実施状況を確認する。
- (3) 研究費不正防止計画推進部門は、監事と連携を強化し、必要な情報共有等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について、意見交換を行う。
- (4) 研究費不正防止計画推進部門は、不正の発生要因を把握し、不正の発生を未然に防止するよう努める。不正防止計画の策定にあたっては、不正発生要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因を踏まえて隨時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- (5) 研究部は、不正根絶のために、研究費不正防止計画推進部門と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実行する。

9 公的研究費の適正執行

- (1) 公的研究費の事務処理手続き及び使用に関する基準（以下「基準」という。）については、兵庫県立病院会計規程及び資金配分機関の定めにより、明確かつ統一的な運用を図ることとする。
- (2) (1)の基準は、構成員に周知する。
- (3) 構成員に対して予算執行が当初計画に比して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないかを確認し、問題が確認された場合は、速やかに改善策を講じる。
- (4) (1)に掲げる事項については、運用との実態が乖離していないか確認し、必要に応じて基準の見直しを行う。

10 公的研究費の適正な管理

- (1) 公的研究費の計画的執行を検証できる体制
統括管理責任者は、各研究者に年度末等の特定の時期に予算執行が偏ることにより十分な確認ができなくなるないように、文書等で隨時執行状況を各研究者に通知し、計画的かつ適切な執行を行

うよう周知する。

(2) 物品の検収

公的研究費による物品費の適正な執行を図るため、原則として納品先を経理課とし、経理担当が検収を行うものとする。

(3) 出張の確認

出張事実を効率的かつ効果的に確認するため、研究者から復命書の写し、学会の案内文・プログラム、航空機利用の領収書・搭乗券の半券等を提出させる。

(4) 謝金、賃金に係る業務実態等の確認

研究者が研究補助者を雇用する場合において、雇用事実を効率的かつ効果的に確認するため、研究補助の従事者から出勤簿、勤務整理簿等を賃金等の支払い時に、直接統括管理責任者に提出させる。

11 情報発信・共有化の推進

(1) 公的研究費の使用ルールの整備、研究費等に関する質疑応答集の作成

最高管理責任者は、こども病院の電子掲示板により、全構成員に対して、公的研究費の使用ルールを周知する。

(2) 相談体制の整備

最高管理責任者は、ルール等に関する院内外からの相談を受ける部署として、臨床支援研究室に窓口を置く。

(3) 情報提供の実施

最高管理責任者は、(1) 及び (2) に関する情報のほか、10 に掲げる公的研究費の適正な管理に関する情報等を全構成員に周知する。

12 監査

(1) 最高管理責任者は、公的研究費等の不正な使用が疑われる場合には、速やかに調査を開始する。

(2) 最高管理責任者は、厚生労働省等の定めるところにより、競争的資金等に関する内部監査を毎年度実施し、その実施状況等を厚生労働省等に報告する。また、公的研究費の適切な管理のため実施される国立研究開発法人日本医療研究開発機構の監査等にも適切に対応しなければならない。

13 モニタリング

研究を行う各部の研究者等と直接ヒアリングを行う等により、実際の研究費等の執行現場における実態を正確に把握するとともに、こども病院全体の視点から実効性のある内部監査及びモニタリングを行う体制を整備する。

附 則

この指針は、西暦 2025 年 11 月 27 日から施行する。